**平成２９年度第１回伊予市環境審議会**

平成３０年　２月１３日（火）

伊予市役所 ２階 会議室１

出席委員：中安 章・篠崎 博志・大森 幸子・重松 安晴・石河 泓・中塚 道子

 長見 美保（７人）

事 務 局：産業建設部長 木曽 信之

 環境保全課 佐々木正孝・小田 忠幸・松野 章彦・桂城 健恭・向井 大昌

 下水道課 角田 栄治・岡市 裕二・小寺 卓也

傍 聴 者：１人

 ＜午後２時００分＞

○事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。ただ今より第１回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

　開会に当たりまして産業建設部長の木曽より御挨拶を申し上げます。

○木曽産業建設部長

失礼をいたします。ただいま紹介をいただきました産業建設部長の木曽でございます。

　委員の皆様方には、日ごろより市政各般にわたりまして大変お世話になっており感謝申し上げます。今年に入りまして４回目の寒波到来ということもあり山間部を中心に20センチから30センチの積雪と、あわせましてインフルエンザもＡ型、Ｂ型の同時流行ということでございますけれども、委員の皆様におかれましてはこうして元気な姿でお集まりを賜りまして本当にありがとうございます。あわせて、本市の環境行政の一翼を担っていただいていますことを重ねてお礼を申し上げます。

　委員の皆様は御存じのとおり、近年は地球温暖化、気候変動、大気汚染等々さまざまな環境問題が顕在化しています。地域社会においては、環境負荷を軽減する必要を迫られ、環境保全は私たちの生活にとって身近な問題であると同時に、自然との共生の観点からも重要な課題であります。伊予市では、第２次総合計画の策定に当たり実施いたしました市民アンケートでも、地域をよくしていくために参加したい活動の１番目に、まちの美化、清掃活動、緑化などの活動であることから、市民の期待や関心度の高さがうかがえます。これらを踏まえ、総合計画では、すばらしい環境を次代に引き継ぐよう市民、行政、事業者が一体となった循環型社会の構築に向けた取り組みとして、ごみの減量化、分別意識の向上に努め、また潤いある水環境づくりとして、浄化槽整備事業等の実施によりさらに快適な水環境の創造を目指しているところでございます。

　また、平成27年度には、社会経済活動やライフスタイルの変更に伴って、ごみの排出や水質汚濁の問題が生じる中、従来の廃棄物適正処理中心の考えから、発生、抑制、再利用、再資源化に重点を置いたごみ処理と、生活排水処理の10年先を見据えた一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。この後、基本計画に基づいた平成30年度実施計画案について御審議をいただく中、こうした視点を踏まえた上で、本市の環境行政の推進にお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

本日の審議会には３名の委員さんから御欠席の通知がございました。その他の委員さん方には御出席をいただいておりますので、伊予市環境審議会条例第５条第２項の規定により会議が成立することを御報告させていただきます。

　また、傍聴要領に基づき、市のホームページにて審議会の案内告知を行ったところ、希望者の方が１名いらっしゃいましたので、先日会長に報告し、了承を得ております。本日、傍聴いただきますことを御報告させていただきます。

それでは、これからの進行を伊予市環境審議会条例第５条第１項の規定によりまして、中安会長にお願いしたいと思います。中安会長、よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、配られております次第に従いまして議事を進めてまいります。

　議題１、説明事項となっています１番目の伊予市環境審議会についてと、２番目の伊予市一般廃棄物処理基本計画について、一括して事務局から説明を行っていただきます。よろしくお願いします。

○事務局

　まず、①伊予市環境審議会について説明をさせていただきます。

　資料１環境審議会条例をお願いします。

　第１条ですが、環境基本法第44条により、環境の保全に関して基本的事項を調査、審議させる等のため、学識経験のある方を含む者で構成される審議会を置くことができると規定されております。この審議会をこの規定によって設置しているところです。

　そして、廃棄物の処理に関する法律では、第６条に市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっており、おおむね10年から15年の期間について一般廃棄物処理基本計画を定めることになっております。その下に位置するのが、本日御審議いただく年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画ということになります。

　第２条で、市長の諮問により審議を行うことになっております。

　第３条では、委員15人以内となっておりますが、資料２のとおり、現在10名の方に委員になっていただいております。任期は２年で、平成28年７月１日に委嘱いたしまして、平成30年６月30日までの任期となっております。

　資料１に戻りまして、第５条、会議については、第１項、会長が招集し、会長が本議長となり、第２項、委員の過半数が出席をしなければ会議が成立しないということになっております。

　続きまして、資料３でございますけれど、会議及び会議録の公開に関する規則で、裏のページになります、会議の公開ということで、第12条で原則公開ということにしております。

　第13条で、開催の事前公表を行い、第14条では先ほど説明のあったとおり、資料４になりますけれど傍聴要領により申し込みによって傍聴することができるとあります。

　第16条では、会議終了後、速やかに会議録を作成し、会議が公開で行われた場合については会議録をホームページに掲載することにより公開することになっております。

　以上で伊予市審議会会議の公開及び会議録の公開についての説明を終わります。

　続きまして、②一般廃棄物処理基本計画の内容について説明させていただきます。資料５になります。

　今回は概要版ということで資料５になっております。

　この基本計画につきましては、前任の委員さんの方々が平成26年７月に委嘱を受け、２年任期の間に、その委員さんで構成する審議会において、事務局が平成25年度に作成した一般廃棄物処理基本計画案の内容を御説明し、そこで意見をいただき、修正加筆をいただいた上、策定をしたものでございます。平成26年度から35年度までの10年間の計画がこれにて動き始めたというようなことでございます。この計画は、大きくごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画という２本立てになっております。

　ごみ処理基本計画についてです、２ページの上段になります。

　ここで図式化しておりますごみの排出量の推移に載せておりますが、過去８年間のごみ処理の排出量から、今後伊予市のごみの排出量がどのようになるかという予測を立て、目標設定を行う内容となっています。平成17年度からのごみの排出量をグラフで表示しておりますが、平成17年度から20年度にかけまして、ごみの排出量が大きく落ちております。この要因といたしまして、まず１つ目には、平成18年10月に指定ごみ袋を導入し、廃棄物処理を有料化したということが上げられます。その結果、平成17年から比較して18年、19年、20年度、棒グラフの最下部、えんじ色の部分ですが、可燃収集家庭系が減少したということです。これは、家庭からごみステーションに排出されますごみの量が有料化することで分別化が進み、可燃ごみが少なくなっていったものと認識しております。

　２つ目でございますが、平成20年度に、棒グラフの最上部ですが青色の部分がなくなっております。これは大型家庭系収集ごみで、いわゆる粗大ごみの排出量です。ステーションに排出しておりました粗大ごみを、現在は２カ月に１回はがきで申し込みをしていただければ、戸別に収集するというサービスを実施しました。グラフを見ていただくと、平成17年度から19年度に青色の部分が増加していることがわかるかと思います。これは、周辺自治体で粗大ごみの戸別収集を開始したときに、伊予市がまだステーション収集であったため、市外から粗大ごみが持ち込まれた、流れ込んできたというようなことが考えられます。そこで、粗大ごみが大きく増加していることに歯止めをかけるために、周辺自治体と同様のサービスを実施し、粗大ごみの戸別収集を開始した結果、排出される粗大ごみが減少いたしました。このような変革があって、ごみの量が平成20年度から極端に減少する経緯があります。

　それでは、３ページ以降を各担当から御説明したいと思います。

○事務局

失礼いたします。ごみ処理の基本方針について御説明させていただきます。

　大きく４つの方針で計画しております。まず、ごみの排出抑制、再利用、再資源化の促進、ごみの減量化が最も重要な課題であり、あらゆる機会を利用し、住民、事業者に対してごみの減量化に関する意識の啓発を行い、協力を強く働きかけます。

　次に、再生品の利用の促進、資源化、循環型社会のシステムを構築するために、廃棄物の有効再利用と再生品の利用を積極的に推進していきます。

　次に、資源物の分別収集による減量化、再資源化の推進、ごみの区分は現在３種類、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとし、資源物は９品目、新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、布類、缶、瓶、プラスチック類、ペットボトルとしております。

　最後に、不法投棄対策。不法投棄を初め、日常生活のあらゆる場面に起因する廃棄物問題は、普遍の社会問題として位置づけられていますが、環境パトロールによる早期発見を目指し、特に悪質なものは警察とも協力して厳正な対処を求めていきます。

　以上がごみ処理の基本方針となります。

○事務局

それでは生活排水処理基本計画の概要について御説明いたします。

　資料の４ページから７ページが生活排水処理基本計画の概要版となっております。

　生活排水処理基本計画は、本市における生活排水処理について長期的な視点に立ち、生活排水処理の方向性とあるべき姿について、総合的な見地から将来の生活排水処理体系を確立するために策定されております。

　資料の７ページをお願いします

　本計画では、目標を快適水環境の郷づくりとし、具体的な目標値として生活排水処理率を設定し、目標の達成に向け生活排水処理事業などに取り組むこととしております。

　資料の４ページへお戻りください。

　伊予市における生活排水処理事業としましては、伊予地域での公共下水道事業、中山地域での特定環境保全公共下水道事業、伊予地域及び中山地域での農業集落排水事業、あと市内全域での合併処理浄化槽整備事業がありますが、現在、整備を実施しておりますのは公共下水道事業及び合併処理浄化槽整備事業でございます。これらの事業を推進し、目標が達成できますよう、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

　以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

●会長

ありがとうございました。

　これまでの説明で、何か質問等ありますでしょうか。

　　　　　　　　　　　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

これは、基本計画についてのおさらいというか、再確認をすることになりますので、これにつきましては以上で終わらせていただき、次に議事の報告事項１、平成30年度伊予市一般廃棄物処理実施計画案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料６をごらんください。

　こちらが平成30年度一般廃棄物の処理実施計画案となっております。昨年度の平成29年度と大きくは変わってはおりませんので、変更になった部分を中心に、１ページから９ページまでを説明させていただきます。

　まず、１ページ、平成30年度の30が変更となっております。

　２ページをお願いします。

　こちらが、地元委託業者ですが、上段は業者名が入っておりますが、平成29年度から平成31年度までの３カ年の委託となっておりますので、業者名が入っております。下の粗大ごみについては赤字で市が委託した業者となっておりますが、今年度の入札で業者が決定すればこちらに業者名が入ってまいります。下の(2)犬猫等の死体の項目で、最後の箇所を赤字で変更させていただいております。前年度は状況により市が収集すると表記しておりましたが、状況により有料にて処理するという形で、伊予市に犬猫の死体を持ってきていただいた場合に、料金をいただいて処理しているという現状をここに記載させていただき、変更いたしております。

　続きまして、３ページは変更がありませんで、４ページを開いてください。

　こちらは、処理方法といたしまして、(3)から(6)までになりますが、中間処理についての契約先が、こちらも決まり次第、業者名を入れていくこととなりますので、業者名が入っていた部分に市が委託した業者という形で表記させていただいております。

　続きまして、５ページですが最後に説明させていただきます。

　６ページ、７ページを開いていただいて、６ページは変更はありません。今までどおりと同じ分別とさせていだき、種別は同様となっております。

　７ページですが、伊予地域につきましては下の米印のところ、平成31年１月４日は番号７から10の地名のプラスチック製容器包装の収集となっております。毎年お正月休みが12月31日から１月３日までとなっております。その期間の収集がお休みとなっておりますので、週１回のプラスチック製容器包装収集日が１回飛んでしまうことになります。それに対して正月明けに臨時収集を行うという計画にさせていただいております。その下、平成31年１月５日は、番号１から６の地名のプラスチック製容器包装の収集を計画しております。

　中山地域から次のページ、８ページを開いていただきまして、平成31年１月４日のみ番号１から31の地名のプラスチック製容器包装収集を臨時収集として計画させていただいております。双海地域につきましては、一番下の平成31年１月４日のみ１から20、全地域のプラスチック容器包装の臨時収集を行うことを計画しております。

　９ページですが、平成29年12月末現在の一般廃棄物の処理許可業者の一覧表となっております。名称の変更があった部分、住所の変更があった部分、電話番号の変更があった部分を赤字で表記しております。

　５ページにお戻りいただきください。

○事務局

５ページですが、燃えるごみ、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、有害ごみ、小型家電、その他ごみ、粗大ごみ、廃食用油、これらにつきましては、上段の数字が今年度の見込み量であり、下段が30年度の目標数値でございます。下段が30年度の目標、これにつきまして、増えるものもあれば減るものもあるということですが、緑色が基本計画の予測の値です。橙色は過去の実績により推測した数字でございます。

資料７ページをお願いします。

　まず上段でございますが、30年度の目安、見込みの順番と同じように、燃えるごみ、瓶、缶、廃食用油の順で並んでおります。上段の横が、28年度の実績と増減率、平成29年度見込み量、これらにつきましては29年度の基本計画及び予測量に伴います見込み量でございます。

　(2)番、予想量、これは12月までの実績でございますので、それを１年間に換算した数字でございます。その横、達成率、その横が平成30年度見込み量、これが先ほど申しました数量を上げさせていただいております。下段の表ですが、収集家庭系とは一般家庭からごみのステーションに排出され収集されるごみの数量でございます。収集事業系とは、事業活動により排出されるごみのうち、一般廃棄物収集業の許可を受けた業者が事業所より収集してくるごみでございます。持ち込み家庭系とは、一般家庭から排出されるごみのうち、みずからが清掃センターへ持ち込んだごみの数量です。持ち込み事業系とは、事業活動によって排出されるごみのうち、事業所みずからが清掃センターへ持ち込んだごみの数量でございます。その下、公共とは、主にボランティア活動によって生じたごみを市が収集し清掃センターへ持ち込んだ数量でございます。この公共の数値につきましては、事業系のごみとして計算しております。

　それでは、記載内容について御説明させていただきます。

　処理量の推移についてでございますが、昨年度との変更点が３点ございます。１点目は、燃えるごみが昨年度までは家庭系と事業系を区別することなく見込み量を記載しておりましたが、本年度より家庭系と事業系とを分けて見込み量を計上しております。２点目は、紙類になりますが、昨年度までは、団体収集する紙類については数量を計画に入れておりませんでしたが、この数量についても、一般廃棄物として扱うべきと考え今年度より紙類の見込み量は市の収集量と団体収集としました。そして、一番下に廃食用油があります。これが平成28年６月より、一般家庭から排出される廃食料油を市が設置した専用ボックスで回収実施しているため、今年度追加計上いたしました。

　種類の横にあります目標傾向という表記でございますが、これについては一般廃棄物計画にて減量化への目標を設定しておりますので、それを達成するに当たって種類別の傾向をあらわしたものです。矢印の青いものが減少傾向、赤いものが増加傾向ということです。ごみの全体の数量が35年度には20年度と比較して10％減量を目指していこうというものでございます。

　①は平成28年度の実績になっており②については29年12月までの実績をもとに予測した平成29年度全体の予測数量を記載しております。増減率はそれらの増減をパーセントであらわしたものです。③には、平成29年度見込み量、これは今年度実施計画に記載して、基本計画に載っているものを緑、過去の実績による推測値を橙色で記載しております。そして、達成率については、見込みに対する予想量の達成をパーセントであらわしたものになっております。数値が大きいほど達成度は高く、マイナスになっているものは達成できていない状況にあるということです。

　それでは、灰色になっている燃えるごみについての御説明をいたします。これについて下段の表で確認するとわかりやすいと思います。

　注目していただきたい点は、収集家庭系で、ステーション収集しているごみになりますが、これについては達成率のところを見ていただくと0.8％となっており、平成29年度見込み量を達成する予測となっていることを意味しています。しかし、持ち込み家庭系については、見込み量よりオーバーすることになっておりますが、家庭系全体で見ると達成率はマイナス0.6％になっており、見込み量ではありますが達成できない状況にあります。また、事業系についても、収集も持ち込みも大幅にオーバーする予測になっております。これについては、経済活動が活発になり、生産、消費が増加しているものと想定されます。

　次に、上段に戻っていただきますと、③、びん類から小型家電についてですが、これはリサイクル可能な種類になります。増加するものもあれば減少するものもあることがわかると思います。その中で、紙類の団体収集についてでございますが、これは市がステーションから収集するものではなく地元組織が収集するものとなっております。この数量についは紙類全体において年々減少しておりますが、この原因はスマートフォンやタブレット、インターネットの普及で、紙媒体であった書物が電子媒体で販売されるようになってることにより、紙類が今までより減少したことなどが考えられます。

　そして、下から３つ目の燃えないその他ごみですが、減少しているのは本市が発行、配布しておりますごみの分別の手引の活用により分別意識が高まり、適切に排出されたことが要因ではないかと考えます。

　次に、粗大ごみについてですが、平成28年度と29年度とを比較しますと3.8％の増になっておりますが、目標傾向を見ていただくと増加していくことが想定されております。実際に申込件数も増加しております。

○事務局

それでは、資料６の計画案、５ページ下段に一般廃棄物の種類、し尿と浄化槽汚泥がございます。こちらについて御説明いたします。

　表にありますとおり、上段のし尿につきましては2,850キロリットル、浄化槽汚泥につきましては１万70キロリットルが29年度の処理量の計画のでございます。下段のし尿2,650キロリットル、浄化槽汚泥１万500キロリットルが平成30年度の計画数量となっております。こちらの説明をさせていただきます。

　資料の８をお願いいたします。

　平成30年度一般廃棄物処理実施計画案でのし尿及び浄化槽汚泥の見込み量についてでございます。まず、これまでの実績といたしまして、平成25年度から平成28年度の過去４年間の実績の数値を掲載しております。平成29年度につきましては、１年間の取りまとめによる事業所からの報告となるため、年度途中での確定数値は得られないため、計画の数値をそのまま計上いたしております。まず、し尿につきましては、年々減少してきております。要因といたしましては、くみ取り世帯が公共下水道等への接続を行っていること及び合併処理浄化槽への切りかえを行っていることが考えられます。また、浄化槽汚泥につきましては増加したり減少したりしておりますが、この４年間で見ると増加している状況でございます。これは、合併処理浄化槽への切りかえによる増加や公共下水道への接続や人口減などによる減少が考えられます。

　次に、平成30年度の目標数値設定につきましては、これまでの実績をもとに設定いたしました。し尿については年々減少していることから、平成28年度の実績2,686キロリットルより減少すると捉え、年2,650キロリットルと設定いたしました。平成30年度においても、くみ取り世帯における公共下水道等への接続や合併処理浄化槽への切りかえが進むものと考え、設定いたしております。また、浄化槽汚泥につきましては、これまでの実績によりわずかながら増加している状況が見えることから、平成28年度の実績より若干の増加を見込み、１万500キロリットルと設定いたしました。合併処理浄化槽の普及につきましては、平成29年度からくみ取り、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合の補助金増額を行っており、今後も引き続き合併処理浄化槽の一層の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

　なお、平成29年８月28日の日曜日に、エミフルＭＡＳＡＫＩにおいて、松山圏域内市町及び関係団体共同による合併処理浄化槽普及促進ＰＲイベントを実施して、大勢の方々に浄化槽の普及ＰＲが行われたことを御報告いたします。このイベントは平成30年度も開催する予定でございます。

○事務局

では、続きまして平成30年度計画案10ページをごらんいただいたらと思います。

　一般廃棄物排出抑制の資源化計画の具体策の説明をいたします。

①広報紙にごみ分別及び減量化に関する記事を定期的に掲載していきます。

②ごみ分別アプリを活用し、若年層への周知を図っていきます。今現在1,494人の登録があり、全世帯数が約１万5,000世帯ありますので約１割の方がご利用しています。

○事務局

③番、資源ごみ回収団体の組織を育成し、紙ごみのさらなる再資源化を図ることでございます。これにつきましては、収集活動団体数は変わりませんが、１回に排出される量が減っております。これは、先ほども申しましたとおり、インターネットなどの普及により紙媒体が減ったものと考えますが、回収団体組織の増加を促進していきたいと思います。

○事務局

④といたしまして、生ごみの水切り等の身近な減量化手法を紹介し、普及を図っていきたいと思います。

○事務局

⑤でございますが、昨年度につきましては、生ごみ削減のため段ボールコンポストの普及を図り、使用者の感想をお聴きして情報発信を行うと計画しておりましたが、平成26年度から段ボールコンポストの作成を環境学習事業として実施しております。今年度は参加者中、市内にお住まいの方が非常に少なかった、年々減ってきているわけでございます。昨年度は、審議委員さんより地域で実施する料理教室で活用したらどうかという御意見がありました。この点につきましては、次年度に向け各公民館の料理教室に段ボールコンポストの啓発活動を取り入れていただくよう協議したいと考えます。啓発活動をしながら、平成31年度以降、機材提供の場所として公民館を利用できるか協議もあわせて行っていきたいと考えております。

　次、⑥番の廃食用油の拠点回収でございますが、今年度も２回広報で拠点回収をＰＲさせていただきましたが、今後またＰＲ方法等も検討したいと考えます。

○事務局

続きまして、⑦に行きます。

　こちらは一部修正させていただいております。事業系の一般廃棄物の調査を行い、来年度に向けた分別意識の低い排出者に対し、現状に対する計画の提出を求め、減量や再利用を誘導していきたいと思います。こちらのほう、昨年度の審議会で事業系の一般廃棄物のリサイクル率を調査して、そのリサイクル率を取り込んでいければ伊予市全体のリサイクル率が上がるのではないかということで、調査を目標に掲げさせていただきました。それについての報告をさせていただきます。

　資料９をご覧願います。

　平成28年度、伊予市内事業系一般廃棄物の実績報告書集計について報告させていただきます。

　平成29年５月29日付で、一般廃棄物処理許可業者に事業系一般廃棄物の報告を求め、全事業所から回答が提出されましたので集計して報告いたします。50社の許可業者へ送付しております。一応、許可については全51社許可しておりますが、１社はし尿取り扱いのため除外しております。そのうち30社に事業系の取り扱いの実績がありました。市内排出業者は延べ135社あるようになっております。全量といたしまして、381万933キロです。そのうち可燃ごみが135万4,536キロ、全体の35.5％であります。そのうちリサイクルに当たるもの、有価物も含ませていただいたのですが、それに当たると思われるものが245万6,337キロ（全体の64.5%）という結果となりました。この調査を通しまして、幾つか報告させていただきます。事業系の一般廃棄物の全体を把握するために調査を行いましたが、リサイクルに回されているもの、上記の「うちリサイクル有価物を含む」というものなのですが、ごみとして扱っていないものも含まれているため、紙類などは売買しているものでして有価物になります。あと鉄くずとかもそうです。これの内訳は、ごみの定義から外れるものが大部分を占めていました。そのため、事業系一般廃棄物のリサイクル率を上げるのは不可能であることがわかりました。

　下の図を見ていただいたらと思います。家庭系から下に矢印がありますが、家庭系のごみは全て伊予市が収集いたします。ですので、その時点で全てごみとして取り扱い、中間処理等をかけまして可燃ごみと資源ごみに分けます。この率によって資源ごみのリサイクル率が出てくるようになります。ちなみに、平成27年度は下にも書いていますが約23％です。それが事業所になりますと、青いごみの可燃ごみとして出る部分と、黄色い部分ですが、こちらは有価物として出てくるようになります。事業者になりますと、段ボールとか鉄くずとか多くの量を取り扱っている関係がありまして、量が多いためにそれがお金になります。有価物として取り扱うことができますので、それはごみではないのです。出てくる時点でごみでないのです。しかしここの部分を取り入れないとリサイクル率が上がらないという形です。ただ定義としては黄色の部分はごみではないということがわかってまいりました。

　それともう一つ、有価物を資源ごみとして、家庭系の一般廃棄物と同様にリサイクル率を出す方法もあるのですが、それにはリサイクルに回っている有価物を全て把握する必要があります。その場合ですと、今回のように一般廃棄物収集運搬の許可を持っている方の範囲では我々は把握することができますが、有価物は許可を持っていなくても取り扱いをすることができるので、行政の権限で正確に全体の数量を把握するということは困難であるということもわかってまいりました。このことを踏まえまして、伊予市といたしましては、今後は伊予市全体のごみの量は家庭系の一般廃棄物として捉えて、全国平均でいいますと平成27年度20.4％を上回る家庭系一般廃棄物のリサイクル率を今後も現状維持していくように努めていきたいと考えております。

　事業系の一般廃棄物のリサイクル率も、今回のように毎年許可業者から報告書の提出を求めまして、それによって把握することを続けていく考えでございます。両方の数字をまぜての、リサイクル率というのは出さないような形にして、家庭系のごみのリサイクル率、事業系のごみのリサイクル率というような形に分けて、今後は運用していけたらと思っています。ちなみに、家庭系、事業系両方を足した場合のリサイクル率は約35％です。青い矢印だけの一般廃棄物、厳密に言う一般廃棄物だけのリサイクル率になりますと約17％になります。そういった理由で、どんなに事業系でリサイクルを頑張ってもリサイクルに反映されない数字をのけて、一般市民向けに分別を呼びかけながら、現在のリサイクル率を維持していくということを提案させていただきたいと思っております。

　今回の調査により、事業系のリサイクル率が64.5％とすごく高い率を維持しておりますので、事業系の一般廃棄物の業者さんで分別意識が低い事業者がわかれば、それに対しては改善計画の提出を求めていきたいと思います。

○事務局

続きまして、⑧でございますが、地域や学校に職員が出向き、職員が出前講座を実施するということでございますが、昨年度は学校で２回出前講座を実施しました。地域に出向くことができませんでしたが、先ほども段ボールコンポストを各公民館にという話をしましたけれども、公民館にも段ボールコンポストとあわせた出前講座も協議提案していく予定でおります。

●会長

説明していただきましたけども、ただ今の説明について質問等ありますでしょうか。

◎委員

わかってる人には説明は簡単なんですが、我々にとってはなかなか、資料１からずっと説明されてもわかりにくいですね。これは一般家庭から出る分と、いわゆる事業所から出ているのですよね。そのリサイクル率ということについては、説明の内容はわかるんですけども、果たして家庭ごみに対する規制というのは、平成18年ごろに有料ごみ袋を導入した。それから始まっているんですが、事業者のごみは、どのような形で規制を市役所として自治体としてとれるのか、その点を教えてほしいと思います。

　それで、そこに事業者がいろいろ出ているので、それぞれ分野があって、運搬、廃棄というような形であるんですが、それはもちろん業としてやってる分は入札で決まっていると思ういますので、我々が実際には今のところ目立たないんですが、業者に対することは審議会ではとても審議できる問題ではない。注文をつけることができる問題でない、このように思っておりますが、市としての指導はどのようにやっているかなと、その点についてできたら説明をいただきたいなと思います。

　それともう一つは、審議委員として、審議委員の条例というのがここにありますが、環境問題に関する基本的事項等について調査及び審議すると、こういうふうになってるのですが、年に１回開いて、果たしてその進捗状況が審議委員にわかるかどうか、そういうことについても何か疑問じゃないんですけど、伊予市のごみの問題について果たして審議できるような場と、いわゆる一般市民から出てきている審議委員に対する少し何か資料もいただかないとわからないと思うんですね。判断ができない。それはどのようなお考えか聞かせてほしいです。

○事務局

事業所に対する規制の部分ですが、悪質な業者がわかればそこに対する計画書の提出を求めるというような形の指導となってます。

○事務局

ただいま回答させていただきました事業者に対するごみの規制でございますけど、事業所に対して規制をかけることは、なかなか一般家庭の皆様方に御協力いただいておるごみの分別と比べまして難しい面があります。ですので、ただ今申しましたとおり、一定悪質であると判断される事業者に対しては、計画書等の提出を求めるようなことも可能ではないかと理解しております。

　２番目が、事業者、入札で決まっている収集運搬業者に対する市からの注意喚起についての御質問だと思いますけど、まず御家庭から排出されておるごみの収集運搬業者につきましては、委員さんおっしゃられたように、市のほうで入札によって決定させていただいております。そして、業者が取り忘れをした場合などについては、市から、御家庭のほうから御連絡いただいたことにつきまして業者に連絡し、収集に回ってもらうという対応を取っております。そこで収集忘れがないような注意喚起は随時行っております。

　３点目の審議会の開催が年に１回というふうな御指摘でございました。これは、まずもって委員さんのおっしゃるとおりのところだと思います。資料等につきましても、専門家でないとわかりにくいというふうな御指摘があったかと思いますが、資料をわかりやすくつくるように職員のほうも努力してはいますが、このような資料作成になってきているのが現状でございます。会の開催につきましては年１回ということではなくて、数回の開催のほうを考えていかなくてはならないというふうに事務局のほうも考えておりますので、そのあたりについて次年度以降につきましては注意してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたらと思います。

◎委員

　ありがとうございます。僕は前に１回出たんですね、28年度の最後くらいに、やっぱりこれ29年度の最後ごろですからね、３月末で終わりですから。審議委員というのは、計画が順調に進んでいるか、それを審議するのが審議委員の仕事だと、果たして順調に進んでいるのか、そういうことが私はわからないということを言っているわけで、度々開けと言っているわけではない、これもお金のかかることですから、そういう財政計画の中で審議会も回数を踏んでいっているんですから。むやみに開いて欲しいというわけではない。

　ただ、さっき業者のことは事業者、伊予市に事業者が多くいるというのが法人税等でありがたいことだと思うんですよ。ですけど、何か家庭のほうはしないけど、事業者のほうがしなければならないと、ごみのことについては。やり放題ということはないんですけど、何かしら規制がしにくいなというんだったら、何かもっと大枠的な中で事業者に対してどのようにやっていくのか、それと規制も多少あるんではなかろうかなと私は思うんですね、専門ではないからわかりませんけれど。そういうことも活用しながら、伊予市だけで個人に対する姿勢を強めていくということはとても難しいと思います。ですから、大きな枠を用いてあればやっていったらいいと、このように思います。

○事務局

ただいまの委員さんのほうの御指摘というか御提案のほう、まさにそのとおりだというふうに思います。市としてこれまで事業所に対しての調査ができていなかったのが現状でございます。他市町における事業所への調査・指導について情報収集も行い、市としてできる範囲での取り組みも考えていかなければならないと考えますので、次年度以降検討させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

●会長

　ほかに御質問等はありますでしょうか。

◎委員

　一般家庭から出る食用の廃油について、公民館のところに配備されてよくなったのですが、前にもちょっと言ったと思いますが、町家などの地域交流の拠点にお客さんが非常に多くなっています。前に、町家に行ってどう思いますかとお聞きしたら、検討してもらったみたいで、いいことだから構わなければというようなことは言われたけど、ちょうど担当者がかわったということで、私もそれをつないでないんですが、市のほうとしては一応公民館には全てにわたったと思うのですが、あと町家などの場所には置くことがどんなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。町家にしろ、いよっこらにしろ、非常にお客さんが多く入っていると思います。増えてると思います。だから、そういう買い物に行けるときについでに置いて帰るというようなことにすれば、少しでもまた回収が進むんじゃないかなとは思いますが、市としてはいかがでしょうか。

○事務局

御存じかと思いますが、本市が一般家庭から排出されている使用済みてんぷら油を回収して、それをリサイクルとしてバイオエネルギーとして活用しているということです。本市とバイオエネルギー精製事業体との契約となっておりますので、本市においては公用の施設に置かせていただいてます。本市との契約でございますから。

　あと、例えば先ほど言われたように町家、これは指定管理業者でありますし、いよっこらはほかの企業体でありますので、その企業体とは別にまた契約を結ばなければいけないというふうなこともできますから、そこを全体的な協議の中で、こういう一つの流れとしてどういうふうにアプローチしていくかというのも考えていかなかればならないというところでございます。

●会長

ほかに、御質問ありますでしょうか。

◎委員

　私は八倉に住んでおります。下水が来ると思っていません。いろいろ費用もかかりますし、何年か前の下水道審議会に出ましたが、本当は下水を引いてもらったほうがいいんです。沿道サービスで、そば屋でもうどん屋でも簡単にできますが、農業排水路に流すとなると、香川県みたいにうどん汁によって非常によくない結果になることはわかっています。先ほどからの説明では、合併浄化槽にしていく。これは環境保全の問題で大変大事なことだと思うのです。くみ取りは、し尿だけ汲み取ってくれるけれど台所や風呂の排水は一緒になって、単純な処理施設は何もかも一緒で流れると。やっぱり、合併浄化槽にするのが良いと思います。合併浄化槽は29年度から補助も増やしていると。別に工事するわけじゃないのですが、八倉には事業所がたくさんあり、事業所から賛助金をいただいたら、お金があるわけです。そのため、みんなが何かに使え使えと。使えというから、単独浄化槽を合併浄化槽にするのに、市の補助もあるけど八倉地区としていくらか出すのを考えてみようかなと、考えてみたりするんですけど、単槽と比べると合併浄化槽にしたら汚泥の処理量が増えるんですか。

○事務局

御質問があったように、単独浄化槽はトイレの水をきれいにする機能のみで、合併浄化槽は、雨水以外全てのものをきれいにする浄化槽なので、台所とかお風呂場とか手洗いとかそういった使われたものが全て合併浄化槽へ入ります。そこできれいにすることによって発生する汚泥、変な話、御飯粒とか髪の毛とか、そういったものも当然浄化槽の中に入って処理されますので、汚泥の量は単独浄化槽よりも随分増えます。浄化槽の法律で合併処理浄化槽に関しましては１年に１回以上は清掃、くみ取りを行うことと規定されております。保守点検もするように決められておりますので、最近の浄化槽についてはほとんど保守点検、清掃、くみ取り、あと法定検査は実施できていると思っています。御質問があった昔の単独浄化槽については、推進について難しいところがあるので、29年度よりくみ取りまたは、単独浄化槽から合併浄化槽に替える場合は補助を増額させていただいたので、それを八倉地区で増額というお話を今いただいたのですけど、非常に市としてはありがたいことではあるのですけれども、市として八倉が御心配いただくことはありがたいのですけれども、市としても広く皆さんに、転換が進む有効な手段を考えるのが先と考えています。

◎委員

そうですね。いろいろ説明していただいたら、私も今年、中央集会場を単独から合併にしたので、その勉強をしました。何か点検料が高いらしいので、それで二の足を踏んでる人は別にいないと思うんですけど、やっぱり槽を入れかえとなると、補助金をいただきますけれど、自己資金は出す必要がある。面積も多少増えるような気もしました。排水はみんな農業用水路に入っていきますから、農業をするための環境に対しても全体的な環境問題に対しても、合併浄化槽にするということが一番好ましいというのはわかっています。八倉でお金を出すということはちょっと考えを言ってみたわけで、出来るか出来ないかはわからないです。

○事務局

現在、年に１回、くみ取りもしくは単独浄化槽から合併浄化槽への転換をしてはどうですかという形で広報紙に載せさせていただいて、補助金の金額を載せさせていただきＰＲはしているのですけれども、今委員御指摘があったように、自己負担が多少なりとも必要でありますので、さらなる増額はなかなか難しいですが、個人の方が取り組んでいただけるようなさらなる手法を今後も勉強して取り組んでいきたいと思います。

◎委員

そうですね。合併浄化槽は平成何年にできたのかはわからないですけれども、八倉集会所に単独の浄化槽ができたのは昭和54年ぐらいだと思うんです。昭和54年ぐらいに建てたのであればもう築40年になっておりますから、やっぱり新しい家だったら、すぐにここらあたりは当面下水が来ないということになれば合併浄化槽を思いつくんですけどね。築40年も50年も来て、高齢者だけが住んでいれば合併浄化槽にしなくてもいいと、もう今のままででいいというような感じになってくるので。なかなか啓発運動も対象者によって難しいという問題も出てくると思います。

●会長

ほか、御質問か御意見ありますでしょうか。

●会長

　審議につきましては幾らかの意見が出まして、私の方で精査させていただきますと、この最後の別紙の計画の最後のところで、事業系の一般廃棄物の調査を行うという事業所の問題が大きいと思いますので、この調査は大変難しいところもあるかもわかりませんが、調査の際にそこでの廃棄物処理をもう少し何らかの形で決定していただきたいということを要望とされていると思います。というのは、比較的伊予市も家庭ごみが割合分別されてきているんじゃないか、事業系がそれまで怪しかったことがはっきりと数字が出たので増えてるという、この増えてるのは増えたままでいいのか、減らすほうがより目的達成とするのか、そのあたりのことを事務局でもう少し検討していただく。

　２つ目が、この審議会でこのようなことが今ぱっと出てくると、やはりついていきにくいということがあるのでもう少し、１回でなくて回数を増やすというよりは、もう少し途中の中間報告的なものがあったほうがいいのではないかと感じるということを言っておられると思います。それを受けて、年度末にどうかというふうな形の確認をするということが、個々の委員としても出てきている以上はそうありたいということで、そういうふうな御意見が出ておられたと思います。

　あともう一つは、浄化槽は最後にしておいて、３つ目が廃棄物、廃油の関係で、人の出入りが多いようなところで、それを有効活用できないかと。そこに対して、事業所の関係との契約とかそういったものがあるので難しいというのはあるけども、一応そのあたりも検討の余地があればやっていただくということが３点目。

　最後に、し尿処理も含めて生活排水関係のほうは、合併浄化槽にすることによって、１つはそういったことに対して地区によっては市以外の助成というのも可能かどうかということを御意見とされて、実際それはご意見だけになるかもわかりませんが、そういったことがあることと、もう一つがその上で合併浄化槽にすることによって、それまでの排水状況が、し尿処理がもう少し増えることによって、当然そこへ最終的に残る生活汚泥が増えるという、そういったことについても、実際のところどうするかということを検討していただくという、こういったあたりの御意見がありましたので、このあたりを踏まえて最後まとめていただくようにということと、その事前等の計画等を立ててくれて、そういったことに使っていただければというふうに進行役である議長としてはまとめさせていただきまして、そういったことを市のほうで御検討をお願いいたします。

●会長

それでは、３その他、市のほうで何か用意されてるものはありますか。

○事務局

委員さんの任期についてでございますが、先ほど資料２で説明をさせていただきましたとおり、平成３０年６月３０日までということになっております。また、新年度に入りまして、再度お願いに参りたいと思っております。市民公募委員は、再度公募するというようなことになってまいります。会の開催を年に２回というようなことになれば、新たな委員さんを決定した上での会となります。同じメンバーの方もおいでるかと思いますが新メンバーでの会を持つというような形になりますので、またよろしくお願いしたらと思います。

●会長

委員の皆様のほうから、何か審議しておいたほうがいいようなことがありますでしょうか。

　　　　　　　　　　　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、何もないようでしたら一応私の責務の議事は終了したいと思います。ありがとうございました。

○事務局

中安会長さん、適切な議事進行どうもありがとうございました。

　それでは、以上をもちまして平成29年度第１回伊予市環境審議会の全てが終了いたしましたので、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

　　　　　　　　　　　　＜午後３時２５分　閉会＞